

令和7年度不祥事根絶のための校内ルール (R7. 11. 11改定)

私たちは、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、学校や教職員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾であると感じています。私たちは、これまでお互いを信頼し合い、児童生徒の成長を願って教育活動に努めてまいりました。この思いは今後も変えることなく持ち続けていきたいと考えています。

そのために、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることが重要であると考え、不祥事根絶のためのルールを明文化することにしました。

以下のルールは、大切な児童生徒、学校、そして私たちを守るための最低限のルールです。

**【わいせつ事案】**

- ・他者、特に児童生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・児童生徒への指導及び相談等の対応には、複数名で対応し、原則として児童生徒と1対1の状況は作らない。やむを得ず1対1で行わなければならない場合は、どこで誰と何を話すのか、事前に管理職に伝える。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要に児童生徒の撮影や録画をしない。また、教職員個人のスマートフォン等の端末での児童生徒等の撮影は原則行わない。やむを得ず、教職員個人の端末で撮影する必要がある場合は、管理職の許可を得る。また撮影後は速やかに学校管理のパソコン等の機材にデータを移行し、管理職等、他の職員立ち合いの元で、個人の端末からデータ等を削除する。
- ・教育目的外で児童生徒に性に関する話を題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・緊急時を除いて、管理職の許可がないまま児童生徒を自家用車に乗せない。
- ・児童生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等でやり取りをする場合は、管理職の許可及び保護者承諾のうえ、複数の目が入るようにする。
- ・スマホの携帯については、児童生徒の目に触れないように携帯すること。また、児童生徒の前では使用しないこと。保管する際も児童生徒から見えないようにすること。

**【飲酒事案】**

- ・児童生徒引率中に飲酒はしない。
- ・酒席会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者は、事前に幹事にその旨を伝え、幹事は管理職に報告を行う。
- ・酒席の場でも、教育公務員としての自覚を持ち、品位ある行動をとる。

**【個人情報流失事案】**

- ・個人情報を含む発送文書を取り扱う際には、必ず複数名で作業を行う。

**【金銭をめぐる事案】**

- ・公金及び学校徴収金を適正な手続きをせずに流用したり、私的な支払いに一時的であっても使ったりしない。
- ・業者への支払いは速やかに行う。
- ・年度の收支終了後、速やかに決算書を作成し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処理する。
- ・教材については、費用対効果を考えて計画的に使用する。

**【その他】**

- ・教職員同士で互いに注意し合える関係を構築する。
- ・職務外の場でも、常に教育公務員としての自覚をもち、品位ある行動をとる。
- ・整理整頓を心掛け、教育環境の整備に努める。